

随意契約理由書

件名	上池ポンプ場 3号雨水ポンプ用エンジン他補修
契約の相手方	ヤンマーエネルギーシステム株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>上池ポンプ場は、大雨や台風時に明石川の水位が上昇した際、地域の雨水を排除するポンプ場である。もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。</p> <p>本補修は、上池ポンプ場の3号雨水ポンプ用エンジン及び、自家発電用エンジンのF点検を行うものである。</p> <p>今回補修を行う、3号雨水ポンプ用エンジン及び自家発電用エンジンは、昭和59年度工事にて、ヤンマーディーゼル(株)によって製造・据付され、契約予定者であるヤンマーエネルギーシステム(株)は、ヤンマーグループのメンテナンス業務(保守点検・整備等)を唯一担当している。</p> <p>本補修は製造業者しか知りえない調整・整備のノウハウが必要であり、専門部品の調達も製造業者のみ可能である。また、製造と補修が同一の企業体で行われることにより、補修後の責任区分が明確になる。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
	建設局西水環境センター西神施設課 担当 藤原 (電話番号 927-5078)